



第 15 号

発行人 濱野 吉生
編集人 菅原 哲朗

日本スポーツ法学会事務局
〒186-0004 東京都国立市中一―九一八

第七叶ビル五F

総合スポーツ研究所内

電話 ○四二―五八〇―一三五―

FAX ○四二―五八〇―六二七五

日本スポーツ法学会

第七回大会盛大に開催される

第七回大会は、一九九九年十二月十八日(土)早稲田大学国際会議場において開催された。全体テーマは競技者をめぐる法律问题である。

第1 大会

自由研究発表は、第一部会と第二部会の二会場に分かれ、それぞれ発表と討議が行われた。司会は第一部会を諏訪伸夫会員、第二部会を森川貞夫会員が担当した。

第2 総会

総会は野間口英敏会員(東海大

学)の司会で行われた。濱野吉生会長(早稲田大学)の挨拶の後、菅原哲朗事務局長(弁護士)から今年度の活動報告及び決算報告並びに二〇〇〇年度の事業計画及び予算案が報告・提案された。

活動報告については、会員二三三名に至っていること、一九九九年には、夏期の三部会合同研究会、日本スポーツ学会と共催でポーランドスポーツ法学会会長シュワルツ教授による後援会などの研究活動が報告された。

二〇〇〇年度は、従前の基本法

部会、固有法部会、事故判例部会を、事故判例研究専門委員会、裁判外紛争処理機関研究専門委員会、少年スポーツ安全対策専門委員会に改組して研究活動を活性化し、日本体育協会機関誌「指導者のためのスポーツジャーナル」に連載を行う、学会のホームページを立ち上げるなどの方針が提案された。

名管理事はすでに存在をしているが、規定上の整備をはかるために名管理事規定が提案され、承認された。

基調講演

日本スポーツ法学会第七回大会基調講演は次の二名の会員によって行われた。まず川原貴会員(日本体育・学校健康センター国立スポーツ科学センター設置準備室長)が「ドーピングと仲裁機関」と題して行った。川原会員は内科医であり、日本オリンピック委員会理事、アンチドーピング委員会委員長、医科学・情報専門委員会委員長もつとめられている。

講演は川原会員が現在日本においてドーピング検査において陽性とされた違反者が上訴できるような仲裁機関をどう立ち上げるかに取り組んでいることを示しながら、ドーピングの歴史と現状についてふれられた。それによると、ドーピングは十九世紀末から自転車、サッカー競技等で始まり、一九六〇年のロームオリンピックでの薬物を使用していた自転車競技選手が死亡したことから一気に規制が問題になってきた。その後も一九

六七年のツールドフランスでテレビ放映中に死亡事件が起こり社会的な問題になってきた。当初は興奮剤、強心剤が主であったが、第二次世界対戦後は覚醒剤が使用され、一九六〇年代から現在まで蛋白同化剤が主流になってきた。

ドーピングがかつては社会主義諸国が国威発揚の一環としてスポーツを利用し、その中で使われきたものであるが、現在では欧米で一般人や青少年にまで広がってきており、スポーツの世界だけでなくってきていることにより深刻な状況をもたらしている。

世界のアンチ・ドーピングの動きは、一九六四年の東京オリンピックで国際スポーツ科学会議を開催し、ドーピング問題を討議し、I O C 医事委員会が設置され薬物禁止リストを提示した。さらに一九六八年のグルノーブル、メキシコ大会からドーピング検査を開始し、一九八六年には練習中のドーピング検査も開始した。I O C はアンチ・ド

ピングに力を入れるようになり、一九八八年にはカナダで「アンチ・ドーピング常設世界会議」を開催し、一九九二年にはロンドンでのI O C 総会上「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」を採択した。一九九九年にはローザンヌで「スポーツにおけるドーピング世界会議」を開催しルールの統一をはかった。そして同年にI O C が「世界アンチ・ドーピング機構」を設立した。

「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」においては陽性とされた選手の上訴の道が提供されなければならぬとして検査の適正手続き、処分の決め方等について「正当な過程のメカニズム」でモデルが示されている。

ドーピングに対する仲裁機関としては一九八三年にI O C がC A S (スポーツ仲裁裁判所)をローザンヌに設立し、さらに一九九四年にはI C A S (国際スポーツ仲裁評議会)が独立の財団として設立されている

等々を詳解しながら、今後の例えは薬物禁止も競技団体によって異なっている等の問題点をあげて仲裁機関の課題を提示した。続いて本学会副会長小笠原正会員(東亜大学法学部)が「国家賠償法における「公権力の行使」と自治体の責任——過失と注意義務・安全配慮義務——」と題して行った。

小笠原会員は、スポーツ法から条理法の理念と深く関わり、特に学校スポーツ事故においては教育法の性格との関係において検討されなければならないという前提に立つて進められた。

学校スポーツ事故に対する賠償の法的根拠は民法及び国家賠償法上に求められる。その国家賠償法の制定過程について明治憲法と現在の憲法の比較の上で明らかにした。

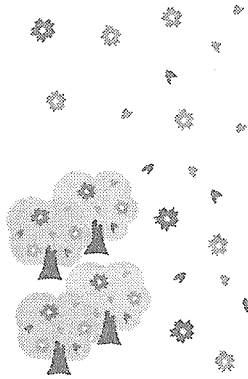
最高裁が示すように国家賠償法は広く国民の権益を擁護するために制定されたという理解からスポーツ事故を考えることが重要である。さらに国家賠償法

第一条の規定する公権力の行使の性格と損害賠償の性質をどのように考えたらいいか、憲法一七条と国家賠償法を体系的に見たときの学説の対立、代位責任説と自己責任説について検討を加えた。現在の判例や学説の通説は代位責任説であると指摘しながら、しかしながら近年は国家賠償責任の追及は自己責任説に傾いているのではないかと述べるのである。

そして国家賠償法とスポーツの関係を教育現場でのスポーツ事故について取り上げた。児童・生徒は成長発達過程にあり心身共に未熟な状態にある。このような未発達な状態にある子どもたちが集団生活をする場合が学校であるから、当然そこには生命・身体に対する危険が生じることがありうる。この危険性は学校が持っているものと、教育そのものが持っているものもある。その結果において学校事故が引き起こされる。場合によっては社会的に深刻な問題を発生させることになる。

学校におけるスポーツ事故は、授業中、課外クラブ活動、学校行事等々で発生してくるためにこれを回避することは難しいことである。これを法的手段において解決しようとする当然に損害賠償責任問題が出てくる。国公立の学校においては国家賠償法第一条との関係になってくる。しかしこれには学説上、判例上の対立がある。つまり公権力の行使とはどのような意味を持つのかである。一般的には教育は非権力的作用であるといえるから、公権力の行使にはあたらない。しかしそうなると学校事故においては国家賠償法は適用されないということになり問題になる。等々以下判例、学説を加えながら詳細に検討をされた。

(入澤 充記)



スポーツ法学の課題 I

アンチドーピング協議会の活動状況

佐藤 千春(朝日大学)

第五回協議会(平成一〇年七月七日)において「わが国におけるアンチドーピング体制について」と題する提言がまとまったとの報告があり、次いで今後の活動について黒田座長が口火を切った。

(一) JOCと各団体の検査手続きや薬物の扱いの違いから生じる問題や(二)調整機関に統括団体を参加させた場合に生じる問題について法学の協力が必要不可欠であると指摘された。また「提言」ではドーピング紛争を処理するため仲裁機関の利用について触れたが、紛争に至るものは少なく費用もかからないからJOCが費用を出し問題が起きるたびに仲裁人に集まってもらう形で速やかに立上げてはどうかという意見が出された。しかしJOCと競技者が争う場

合には費用を一方の当事者が出すのでは裁定の公平を確保できないから他の競技団体にも呼びかけ独立した基金を作り、裁定費用は当事者が負担するような方法がとられるべきであろうし、JOCの窓口や施設を借りることも競技者にとって仲裁に付す意欲を削ぐことになろう。仲裁は競技者の自由な意思に委ねられなければならず、団体も競技者の立場を踏まえた規則を作るべきであると述べた。また文部省の関係者から調整機関に関する質問があり、立法に基づかない民間の公的な機関として設立し、加盟を強制せず希望する団体が任意に契約を結ぶ方式を確認した。機関が行なう検査の違反に対してアマとは別にプロについて罰金を設けたり、禁止薬物がインターネットでも容易に

入手できるから厚生省とも連携をとるべきであるとの発言もあった。

第六回協議会(平成一一年五月二五日)では、二月にローザンヌで開催された世界ドーピング会議の状況が報告された後、国内調整機関の審議に入った。「提言」では国立スポーツ科学センターの一部として設立し、なおセンターからは独立した運営を行なうことを提唱したが、「サッカーくじ」による援助の受け皿が国のセンターになるのは不都合であるとして黒田座長が指摘をした。そこで諸外国の状況を考慮して財団として設立することに決め、基本財産の出資を各競技団体にお願ひすることになった。団体からの資金集めには困難が予想されたため基金(公益信託)として発足させ、いずれ財団に移行する二段構えのやり方も考えられると述べた。調整機関はスポーツから独立した存在であるべきだが、国から独立する必要はないとの意見もあつた。しかし、理想とすべきスポ

ーツが国から支配されないことにあるならスポーツ倫理とその実現に関わる機関もまた国から独立することが望ましいのは当然ではなからうか。財源不足に悩む文部省に金を出す気はなく、委員の多くも運営費を国からもらうことはともかく、設立は民間で行なうとの方針を支持した。

第七回協議会(平成十一年二月九日)では、調整機関の資産を五〇〇〇万円とし、名称を「財団法人日本アンチドーピング機構」と決め、寄付行為の文書が検討された。機構は加盟しない団体に対し強制力を持たない点が確認されたが、理事会とは別に「常任理事会」が設けられ会長と招集し易い東京周辺の理事が独走する危険を問題にできるだろう。常任理事は理事会から選ばれ、常任理事会の権限も理事会が付与する形にはなっているが、競技団体の実情を見れば評議員会から選出された理事を絞らなければならない必要はなさそうに思われる。またIOCや各国政府が出資する国際ア

ンチドーピング機関の運営にはスポーツ団体の関係者ばかりでなく、これに相応する数の政府関係者や学識経験者も加わることになっている。そこで国内機関においても諸団体から中立の立場を保つには、運営費の大半を与える国の代表や第三者の参加を求めざるべきではないかと提案し、理事・常任理事のレベルで考慮したいとの座長の返答を受けた。加盟団体がやめる場合には理事会と評議員会の過半数の同意が必要であり、懲罰を加える場合に勝手にやめられては困るからという理由であった。

これは損害賠償で解決すれば良く利用者の立場からの打ち切りは報告・了承で処理すべきでないかと述べた。その他、文字の瑣末な修正がなされ、あるいは検討を要望する条件をつけて議事が進行した。この後、事業計画・予算案を承認し、発起人(二〇名)について黒田座長に一任した。一月中旬に文部省の一次審査、三月に二次審査を受け、

四月初めに発足する予定になっている。最後に川原委員よりスポーツ仲裁研究会の設立が報告された。協議会とは別個の独立した研究会として了承され、スタッフ七名の中に菅原事務局長が加わることである。

自由研究発表

●第一部会

三階第一会議室において、自由研究発表第一部会が催された。

富澤輝男会員(国際武道大学)から、「英国におけるスポーツ振興とチャリティ法」スポーツ振興

目的の公益性」と題して、英国における「スポーツ振興」に関わる、贈与・信託および団体の公益性の問題についての発表があった。次いで、中田誠会員(富士ゼロックス)から、「レジヤースポーツに浸透する資格商法の弊害」として、スポーツ民間資格のあり方によつては、スポーツ参加者の生命の安全に大きな影響があることについての研究発表がされた。伊賀野明会

員(新日本スポーツ連盟)からは、「サッカーくじ法について」として、サッカーくじに関する問題について、他の競技団体との比較や法的問題についての研究発表がなされた。森浩寿会員(日本大学文理学部人文科学研究所)からは、「オーストラリアのドーピング規制に関する法的対策」について、ドーピング問題の諸外国の動向を踏まえたオーストラリアにおけるドーピング問題に関する研究発表があった。

(中田 誠 記)

●第二部会

自由研究発表第二部会の山中鹿次会員「市民マラソンの安全対策、法的問題―全国市民サミットの報告から―」では、市民マラソン大会を開催する上で必要な安全対策や法的問題について検討がなされた。報告では、これまで実施されたアンケートの結果や実際に直面した問題等から現状分析が行われ、法的問題に対する取り組みの必要性を説かれた。

田崎博識会員「指導者制度の簡素化と法制化―国民と指導者の便益と調和をめざして―」では、スポーツを始めとする健康やレクリエーションに関連する指導者資格制度について幅広く検討された。そして、現在の乱立する資格を整備し、新たな国家資格制度の構築を提言された。

水沢利栄「大学体育におけるス

理事会議事要録

一九九九年 第五回

日時：平成十一年十月十六日

(土)

場所：総合スポーツ研究所

出席理事 濱野吉生、小笠原正、

伊藤堯、菅原哲朗、諏訪伸夫

出席監事 日野一男

委任状提出 井上洋一、永井憲

一、森川貞夫、山田二郎、湯

浅道男

議題

一 入・退会会員に関する件

入会者一名 吉田 朋 を承認した。

キー授業（リスクマネジメント）同意書を用いた授業の試み―では、大学の体育授業としてスキーを実施する際の事故防止策としての同意書の可能性について検討された。報告では、実際にスキー実習の際に実施されたアンケートの結果をもとに、その有効性が指摘された。

(森 浩寿 記)

会員の現在数が二百三十名であることが報告された。

二 第七回大会開催に関する件

日程：平成十一年十二月十八日(土)

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：競技者を巡る法律問題

大会通知及び返信ハガキ(十月六日必着前提で)を十月末に発送する。

第二部会司会者を中村浩爾会員から森川貞夫会員へ変更になつた件につき承認が決定された。

昼食の弁当は税込み千円と承認決定された。

一九九九年活動報告及び決算並びに二〇〇〇年度事業計画案及び予算案を理事会に諮り、原案通り承認された。

三 名誉理事規定に関する件

原案を一部修正の上可決された。

四 研究組織変更に関する件

従来の三部会制度を廃止し新たに、事故判例・少年スポーツ安全対策・ADRに関する研究専門委員会を設置することを了承した。

五 その他

年報第七号の書評担当者を野間口英敏会員から入澤充会員に変更したことを了承した。

次号(一五号)会報から広告掲載することを了承した。

第一四号会報を発行することが決定された。

※第六回理事会予定：二〇〇〇年一月二十九日(土) PM 三時・国立の総合スポーツ研究所にて

好評発売中

¥3,150 (税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第3版

スポーツアクシデント

東京女子体育大学名誉教授 伊藤 堯 著

(日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中での事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014港区芝2-27-8-4F 体育施設出版 販売部
FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiiku.co.jp
記入事項(書名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

お問合せは ☎03-3457-7122

青林法律相談シリーズ

スポーツの法律相談

【10月刊行予定】

伊藤 堯・濱野吉生・浦川道太郎・菅原哲朗 編

関連知識から紛争・事故の対処方法まで、
スポーツをめぐる法律問題にズバリ解答!

東京都文京区本郷6-4-7 青林書院

TEL:03(3815)5897 FAX:03(3814)1316 <http://www.seirin.co.jp>

一九九九年 第六回

出席理事

会長 濱野吉生

事務局長 菅原哲朗

伊藤 堯、諏訪伸夫、萩原

金美

出席監事 日野一男

出席事務局 中村祐司、森

浩寿、千田志郎、中田 誠

委任状出席

井上洋一、坂本重雄、永井憲

一、森川貞夫、山田二郎

議題

(1) 新入会員に関する件

辻村孝一(弁護士)

川原 貴(研究者)

森田 茂(弁護士)

柳井美保(研究者)

小林樹青(東京教育委員会)

竹下義弘(弁護士)

(2) 第八回大会に関する件

日時・平成一二年一二月一六

日(土) 早稲田国際会議場

テーマ..「スポーツ事故をめぐ

ぐる諸問題」

(3) 研究専門委員会発足の件

事故判例研究専門委員会(委

員長..山田二郎、幹事..望月

浩一郎)

少年スポーツ安全対策専門委

員会(委員長..伊藤堯、幹

事..千田志郎)

ADR研究専門委員会(委員

長..萩原金美、幹事..入澤充)

夏の合同委員会

日時..平成一二年七月二九日

(土) 早稲田大学体育局

テーマ..「スポーツ事故をめぐ

ぐる諸問題」

講演者は、次回理事会において

正式決定をする。

(4) その他

年報七号について

・執筆者は締め切り厳守

・執筆要綱を送ってもらう

会費報告について

名簿整理について(emailアドレ

スを集める)

ホームページについて(日体大

のサーバー問題解決を待つ)

会報関係

広告掲載について

会報の充実要望の意見

事務局から

森 浩寿会員の事務局員加入

中田 誠会員はホームページ

担当

今後の日程

平成一二年三月一八日(土)

事務局会議

平成一二年四月八日(土) 理事会

場所は総合スポーツ研究所

夏季合同研究会のお知らせ

七月二九日(土) 午後二時か

ら四時まで早稲田大学体育局二

階会議室にて今年度の夏季合同

研究会を開催致します。内容は

左記の通りです。会員の皆様のご

参加をお待ちしています。

最近のアメリカ・スポーツ事故

判例の動向

諏訪伸夫(筑波大学)

日本におけるスポーツ事故判例

吉田勝光(愛知県教育委員会)

ドーピングと法的責任

佐藤千春(朝日大学)

スポーツ事故と対策

一 ラクビーに即して

日比野弘(早稲田大学)

2000 新訂版 **スポーツ六法** 伊藤 堯・山田良樹 編 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録! 体育・スポーツ事故判例、保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
 第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
 資料編 体育・スポーツ関係表/文部省体育局所管法人一覧/保険制度一覧/体育・スポーツ事故判例一覧/事故判例の取り扱い方/保健体育審議会答申等一覧/関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松2-8-6 **道和書院** TEL (03) 3955-5175 FAX (03) 3955-5102

早稲田大学教授 濱野吉生 著

体育・スポーツ法学の諸問題

A5判/二三三頁/本体2000円

概論 体育・スポーツ法学

B6判/二三八頁/本体2200円

東京都新宿区西早稲田一四一六
 TEL 03-3313-0311-03313-17
 FAX 03-3313-0311-03313-18

前野書店